厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

第13次労働災害防止計画について

～ 日本製紙連合会安全衛生担当者学習会～

平成 30年 6月22日（金）

厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課
課長補佐　岩澤俊輔

本日の発表内容

Ⅰ　労働災害の動向

Ⅱ　第12次労働災害防止計画の目標の達成状況

Ⅲ　第13次労働災害防止計画の目標と重点事項

Ⅰ　労働災害の動向

- 死亡者数は、長期的には減少傾向にあるが、<u>３年ぶりに増加</u>
- 休業４日以上の死傷者数は、陸上貨物運送事業や第三次産業で増加するなどして、<u>２年連続で増加</u>

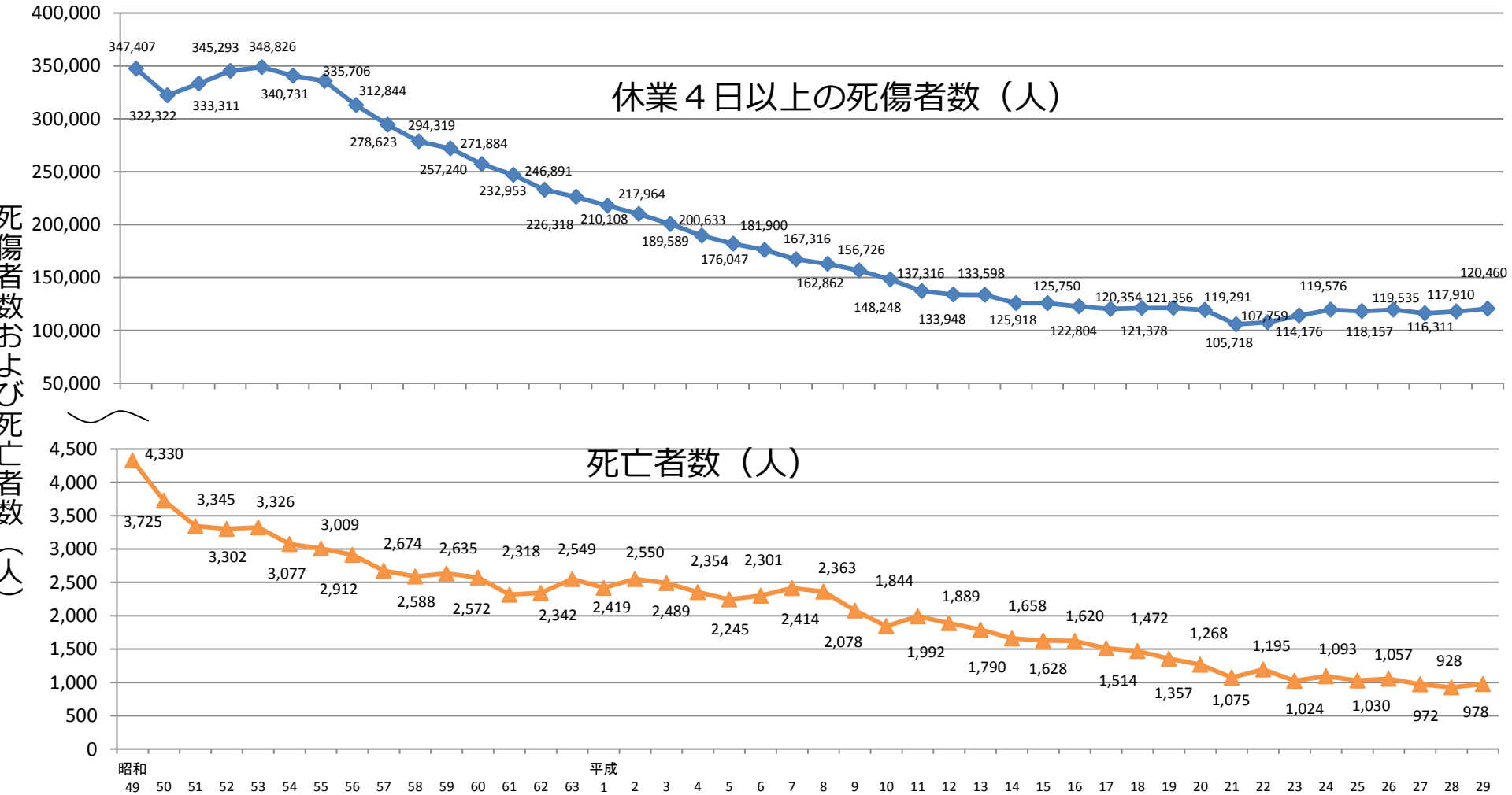

出典：平成23年までは、労災保険給付データ（労災非適用事業を含む）、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成
平成24年からは、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成

平成29年　労働災害発生状況　（確定値）

死亡災害

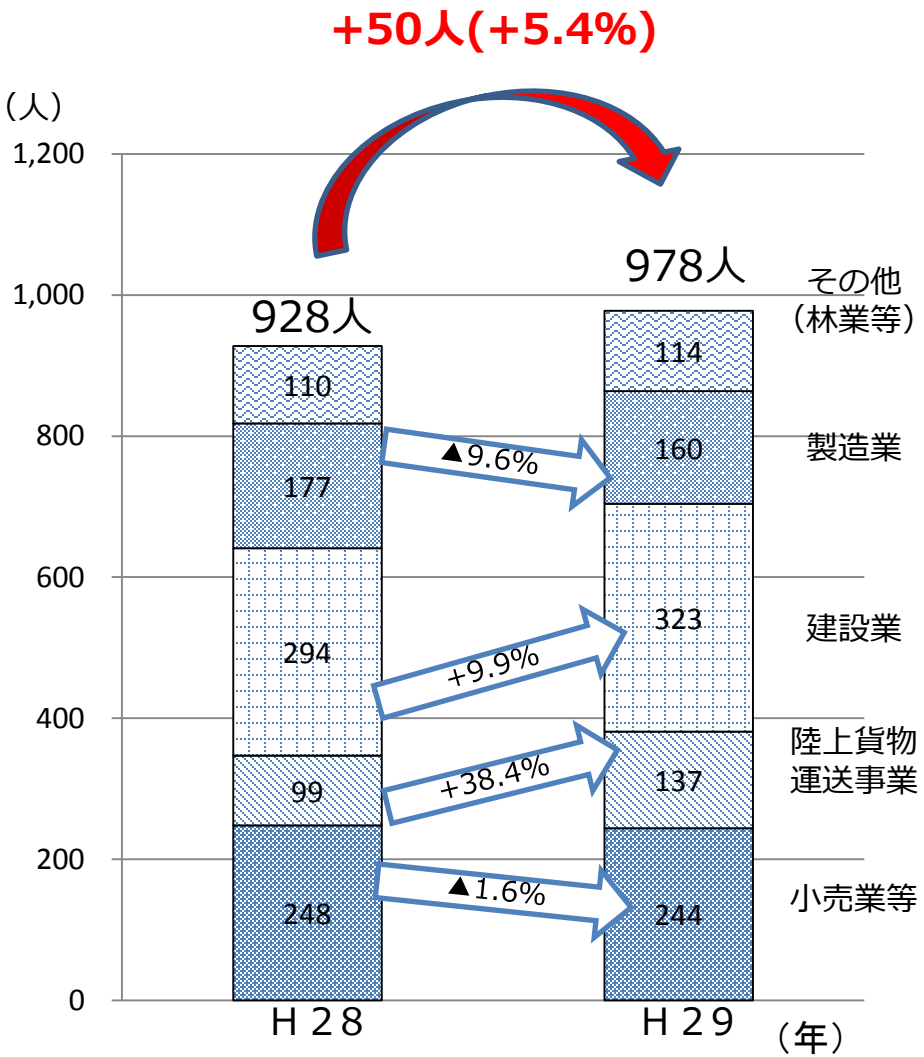

出典：死亡災害報告

休業４日以上の死傷災害

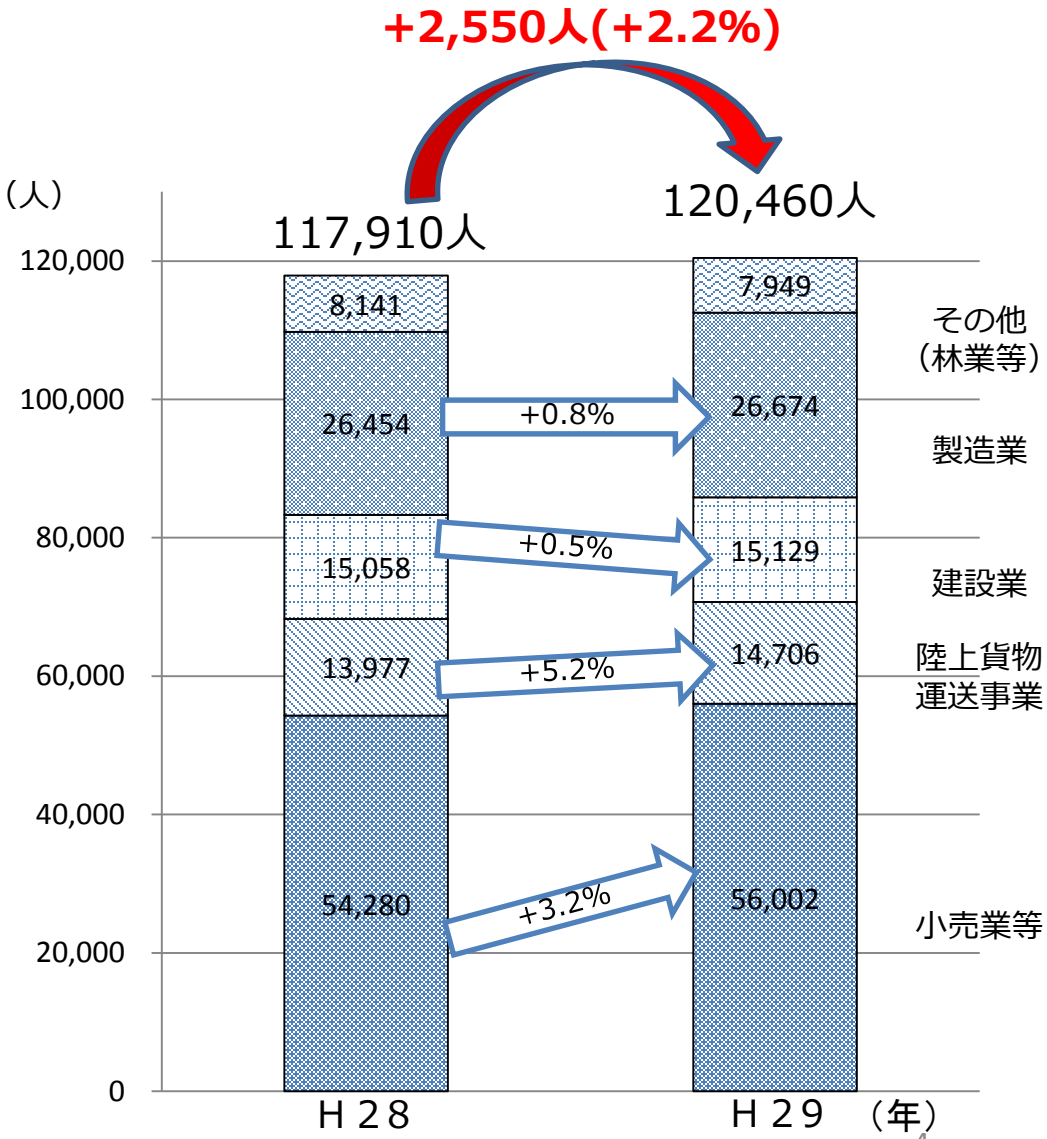

出典：労働者死傷病報告

平成29年事故の型別労働災害発生状況（確定値）

死亡災害

978人、前年同期比+5.4%

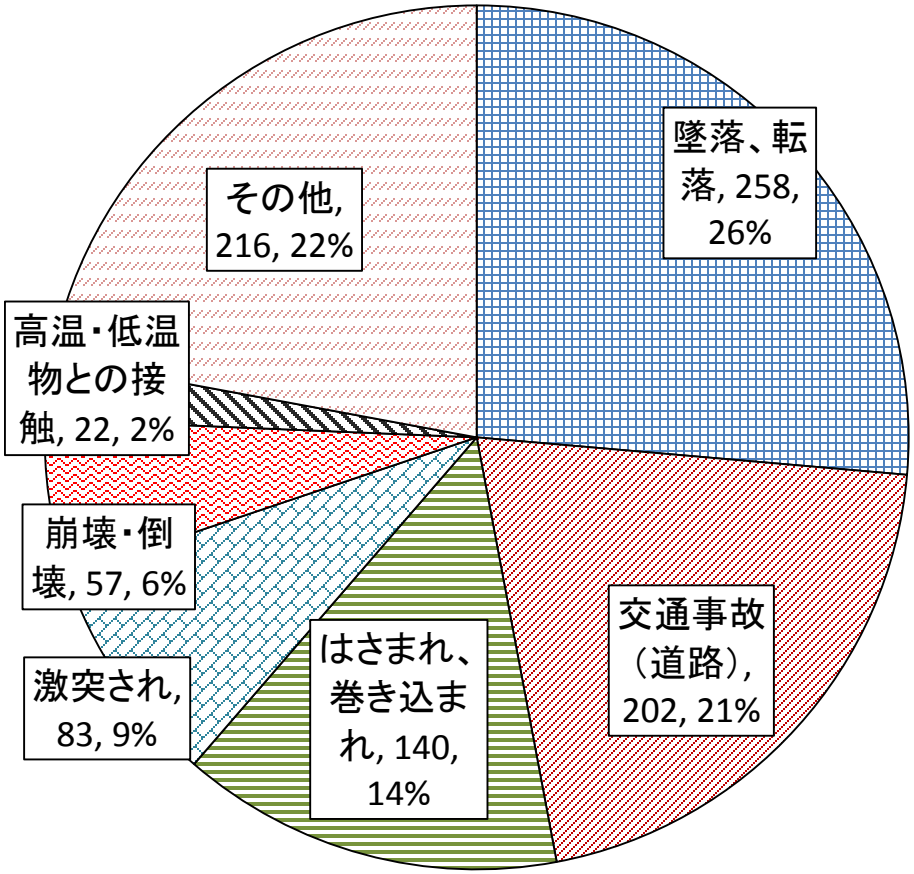

出典：死亡災害報告

休業４日以上の死傷災害

120,460人、前年同期比+2.2%

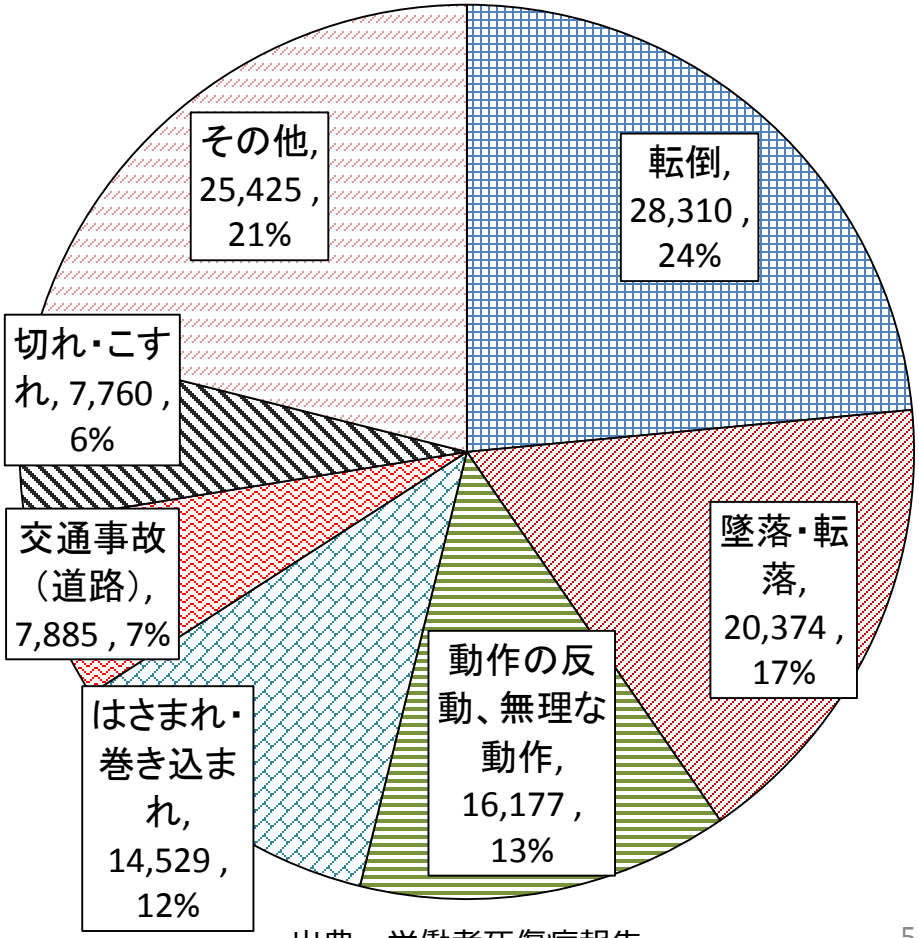

出典：労働者死傷病報告

パルプ等製造業における労働災害発生状況

パルプ等製造業における労働災害発生状況の推移

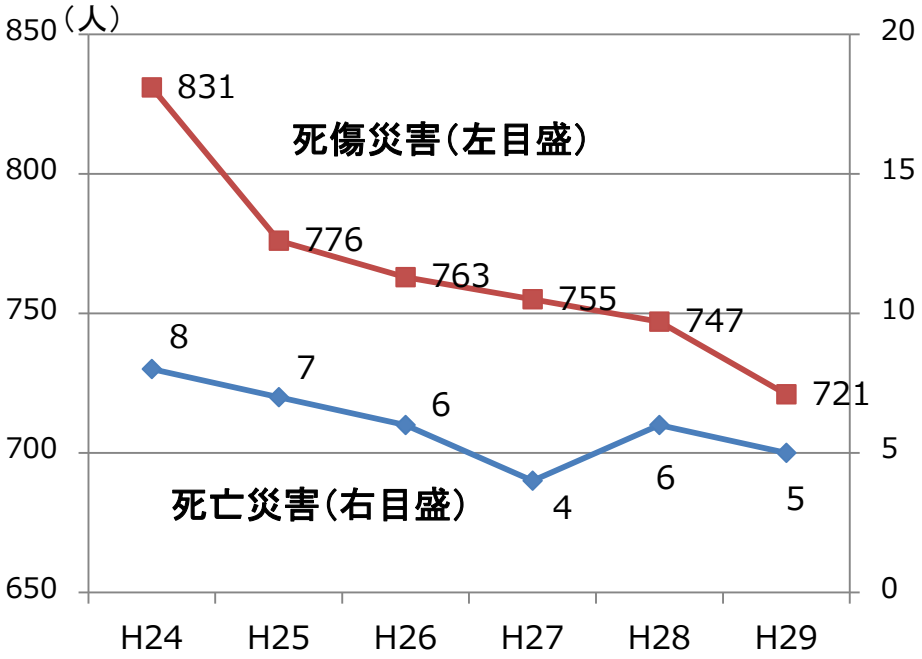

パルプ等製造業における事故の型別・起因物別
労働災害発生状況（平成29年）

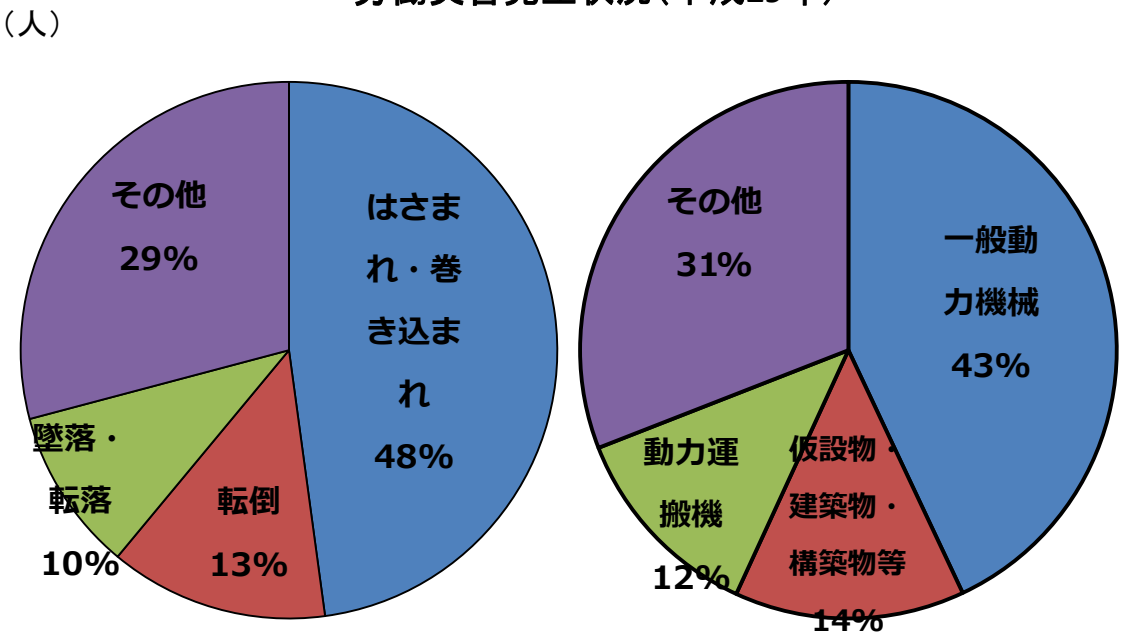

パルプ等製造業における死亡災害事例

【ロール機の清掃作業中のはさまれ・巻き込まれ】

エアホースを用いて、ロール機の清掃作業を行っていた労働者が、ロール機に巻き込まれたもの

【フォークリフトの転倒】

フォークリフトにて圧縮された古紙を運搬中、フォークリフトが転倒し、運転者が投げ出されたもの

【コンベヤの清掃作業中の墜落・転落】

ベルトコンベヤーの側板に付着した古紙を木の棒を使用して取り除く作業をしていた際に、労働者が点検作業台から墜落したもの

第12次労働災害防止計画の評価①

目標	実績
【死亡災害】 死亡災害の撲滅を目指して、平成24年と比較して、平成29年までに労働災害の死亡者数を**15%以上減少**させる。	（平成24年）（平成29年） 1,093人 → 978人 **（10.5%減）**
【死傷災害】 平成24年と比較して、平成29年までに労働災害による休業4日以上の死傷者の数を**15%以上減少**させる。	（平成24年）（平成29年） 119,576人 → 120,460人 **（0.7%増）**

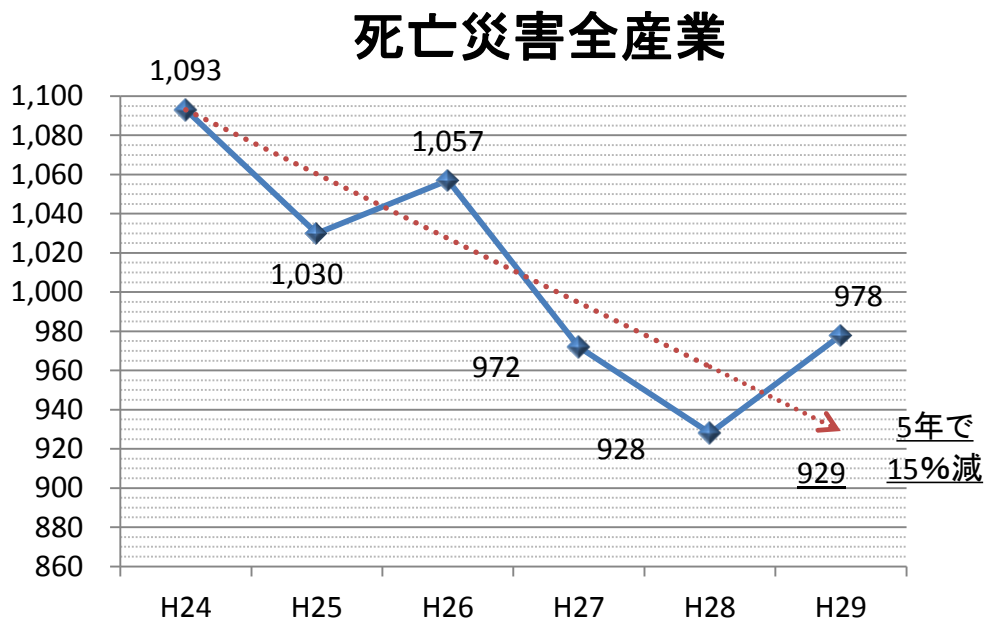

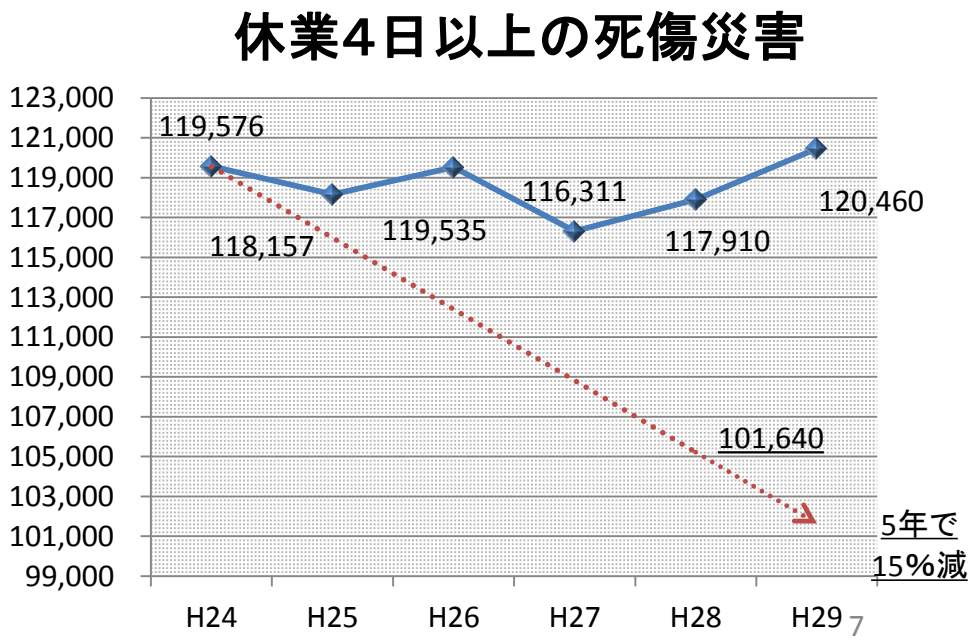

第12次労働災害防止計画の評価②

目　標	実　績
建設業 死亡者数を20%以上減少	367人（平成24年）　→　323人（平成29年）　**（12.0%減）**
製造業 死亡者数を5%以上減少	199人（平成24年）　→　160人（平成29年）　**（19.6%減）**
第３次産業 死傷者数の減少 小売業：20%以上 社会福祉施設 ：10%以上 飲食店：20%以上	小売業： 13,099人（平成24年）　→　13,881人（平成29年）　**（6.0%増）** 社会福祉施設： 6,480人（平成24年）　→　8,738人（平成29年）　**（34.8%増）** 飲食店： 4,375人（平成24年）　→　4,721人（平成29年）　**（7.9%増）**
陸上貨物運送事業 死傷者数を10%以上減少	13,643人（平成24年）　→　14,706人（平成29年）　**（6.3%増）**

第12次労働災害防止計画の評価③

目　標	実　績
メンタルヘルス対策 対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上	47.2%（平成24年）　→　**56.6%（平成28年）**　（9.4ポイント増）
過重労働対策 週労働時間60時間以上の雇用者割合を30%以上減少	9.4%（平成24年）　→　7.8%（平成28年）　**（17.0%減）**
化学物質対策 危険有害性の表示と安全データシート（SDS）の交付を行っている化学物質製造者の割合を80%以上	ラベル：　47.7%（平成26年）　→　**60.0%（平成28年）**　（12.3ポイント増） SDS：　48.0%（平成26年）　→　**51.6%（平成28年）**　（3.6ポイント増）

第12次労働災害防止計画の評価④

目　標	実　績
腰痛対策 社会福祉施設の腰痛を含む死傷者数を10%以上減少	【社会福祉施設の労働災害のうち腰痛】 957人（平成24年）　→　1,084人（平成28年）　**（13.3%増）**
熱中症対策 5年間合計の熱中症による死傷者数を20%以上減少	（平成20～24年）　1,948人　→ （平成25～29年）　2,423人　**（24.4%増）**
受動喫煙防止対策 受動喫煙を受けている労働者の割合を15%以下	51.8%（平成24年）　→　**34.7%（平成28年）**　（17.1ポイント減）

Ⅲ　第13次労働災害防止計画の目標と重点事項

計画の目標①

全体の目標

死亡災害：15%以上減少
死傷災害：５%以上減少

※2017年と比較した2022年までの目標

業種別の目標

- 建設業、製造業、林業　：　死亡災害を15%以上減少
- 陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設、飲食店　：
  死傷災害を死傷年千人率で５%以上減少

※2017年と比較した2022年までの目標

計画の目標②

- 仕事上の不安・悩み・ストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を90%以上（71.2%：H28）

- メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上（56.6%：H28）

- ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上（37.1%：H28）

- 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）による分類の結果、危険有害性等を有するとされる全ての化学物質について、ラベル表示と安全データシート（SDS）の交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合を80%以上（ラベル表示60.0%、SDS交付51.6%：H28）

- 第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷災害を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で５%以上減少

- 職場での熱中症による死亡災害を2013年から2017年までの５年間と比較して、2018年から2022年までの５年間で５%以上減少

安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性

（1）死亡災害の発生状況と対策の方向性

- 製造業は全業種平均の減少率に届かず、建設業は死亡災害全体の３分の１を占める状況にあり、引き続き重点業種として取り組むことが必要である。
- 林業は、強度率の高さなどを考慮し、今回、重点業種に追加することが必要である。
- 製造業は、「はさまれ・巻き込まれ」による死亡者数の減少率が低いことから、更なる対策が必要である。
- 建設業は、最も死亡者数が多い「墜落・転落」、林業は伐木等作業における「激突され」について、対策の強化が必要である。

（2）死傷災害の発生状況と対策の方向性

- 第三次産業の中には、社会福祉施設のように、増加幅が著しい業種がある。

- 「転倒」「動作の反動・無理な動作」といった高い年齢層で発生しやすいものについては、少しずつ増加している。

- 第三次産業においては、事業場ごとの安全衛生管理の仕組みが十分に機能していない場合があると考えられる。

- 労働人口の高齢化や就業構造の変化への対応等も考慮して、対策を推進していくことが必要である。

（3）労働者の健康確保をめぐる動向と対策の方向性

- 　仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者は、半数を超えている。

- 　過労死等で労災認定された件数は、ここ数年は700件台、そのうち死亡又は自殺（未遂を含む。）の件数は200件前後である。

- 　ストレスチェック制度は、労働者一人ひとりの自身の気付きを促すとともに、結果を集団ごとに分析して職場環境の改善に活用することが重要である。集団分析結果を活用した職場環境改善については、努力義務であるが、その実施率は約35％にとどまっており、取組を促進することが必要である。

- 　労働者の約３割が職場においてストレスを相談できる相手がいないと感じている現状にあり、労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境整備を促進することが必要である。

- 　過労死等の実態把握や調査研究による実態解明を進めつつ、得られた知見に基づき対策を推進していくことが必要である。

（4）疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立を巡る状況と対策の方向性

- 脳・心臓疾患につながるリスクのある血圧や血糖、脂質などを含めた労働安全衛生法に基づく一般健康診断における有所見率は５割を超え、年々増加を続けており、疾病のリスクを抱える労働者は増える傾向にある。

- 健康診断結果に基づく就業上の措置を的確に実施するとともに、労働者の治療と職業生活の両立支援に取り組む企業に対する支援等を推進することが必要である。

（5）化学物質等による健康障害の現状と対策の方向性

- 産業現場で使用される化学物質約70,000種類のうち、労働安全衛生関係法令に よって、ばく露防止措置、ラベル表示等の対策が義務付けられているものは663物質、その他の多くの化学物質は、危険性や有害性等の情報の通知さえ十分行われているとはいえない。

- 国際的な動向も踏まえ、化学物質の危険性又は有害性等に関する情報提供の在り方や、化学物質による健康障害が疑われる事案を国が把握できる仕組みの検討が必要である。

- 石綿による健康障害の防止については、国内の石綿使用建築物の耐用年数から推計した解体棟数が、2017年の6万棟から、2028年のピーク時には、約10万棟まで増加することを踏まえ、対策の強化に取り組むことが必要である。

計画の重点事項

① 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

② 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

③ 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

④ 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

⑤ 化学物質等による健康障害防止対策の推進

⑥ 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

⑦ 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

⑧ 国民全体の安全・健康意識の高揚等

重点事項ごとの具体的取組

①　死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

〇業種別・災害種別の重点対策の実施
建設業における墜落・転落災害等の防止

- 墜落防止用保護具の構造を原則としてフルハーネス型とし、事業者による適切な使用の徹底
- 解体工事における安全対策について検討
- 東京オリンピック･パラリンピック競技大会工事について、長時間労働の縮減も含めて労働災害防止対策の徹底
- 自然災害に被災した地域の復旧・復興工事において労働災害防止対策の徹底
- 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画に基づく取組施策の着実かつ計画的な実施

製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止

- 危険性の高い機械等についての製造時のリスクアセスメントを確実に実施するための方策の検討。残留リスク等の情報を使用者に確実に提供する方策を検討。

- 信頼性の高い自動制御装置によって機械等を監視・制御する場合などに、柵などの設置等の危害防止措置、点検・監視や有資格者の配置などの特例を検討

- 経済産業省及び中央労働災害防止協会と連携し、事業場の自主的な安全衛生活動の促進

- 高経年施設・設備に対する点検・整備等の基準を検討

- 安全投資を促進するインセンティブを高めるための方策について検討

- 災害が多発している食料品製造業については、関係省庁と連携しつつ、職長に対する教育の実施等を推進

- 建設業で示されている職長の再教育を製造業でも実施できるようカリキュラム等の策定を検討

林業における伐木等作業の安全対策

- 「伐木作業等における安全対策のあり方に関する検討会」の議論の結果を踏まえ、安全対策の充実強化を図るとともに、その周知徹底について林野庁や関係団体等と連携
- 林野庁と連携し、林業普及指導員等による伐木等作業現場での労働災害の防止対策について指導の充実

○ 重篤な災害の防止対策

- 休業６か月以上の災害の分析を実施。重篤な災害に対する原因究明及び同種災害の防止対策の検討

○ 最新基準が適用されていない既存の機械等の更新促進

- 経過措置により最新基準の適用が猶予された機械等の更新を促進するための支援措置等について検討

死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

墜落・転落災害等の防止

1　安全帯使用時の墜落災害の状況

- 10年間（平成18年～27年）で、墜落時に宙づりになった際、胴ベルトがずり上がって圧迫され、**死亡した事例が６件。**
- 安全帯使用時の墜落災害は５年間（平成22年～26年）で**170件**あり、そのうち、①宙づり・落下中に梁等に衝突した事例が**10%**、②ランヤード切れ・安全帯が脱げた事例が**９%**、③安全帯を使用していたにも関わらず、地上等に衝突した事例が**９%**。
- Ｕ字つり胴ベルト型安全帯を使用していた際の墜落災害は１年間（平成27年）で**15件**。Ｕ字つりランヤードが緩み墜落した事例が**33%**、フックが外れるなどで墜落した事例が**66%**。

2　国際的な動向

ISO規格、欧州(EN)規格、米国安全衛生庁(OSHA)規則等においては、墜落防止用の保護具等を以下の３つに分類。

① **フォールアレスト用保護具**：墜落時に労働者を地面に衝突させることなく制止し、保持できる性能を有する保護具

② **ワークポジショニング用器具**：ロープ等の張力により、労働者の身体を作業箇所に保持するための器具

③ **レストレイント用保護具**：労働者が墜落する危険のある箇所に到達することを制止する保護具

3　新たな規制の基本的考え方

① **フォールアレスト用保護具での身体保持方法**

- 墜落時の身体保護の観点から、**国際基準に適合**し、胴ベルト型ではなく、**フルハーネス型を原則**とすべき。
- 一方で、フルハーネス型は胴ベルト型と比較して一定程度落下距離が長くなるため、**墜落時にフルハーネス型着用者が地面に到達する場合（注）**等への対応として、一定の条件に適合する**胴ベルト型安全帯の使用を認める**べき。

（注）落下距離が作業箇所の高さを上回る場合。落下距離は、自由落下距離とショックアブソーバ等の伸びの合計。

② **Ｕ字つり用胴ベルトの位置づけ**

- 今後、**ワークポジショニング用器具として位置づけ**、Ｕ字つり用胴ベルト使用時には、バックアップとして、**フォールアレスト用保護具を併用**すべき。

③ **「その他の命綱」の位置づけ**

- 現行で規定されている「その他の命綱」については、**レストレイント用保護具として位置づける**べき。

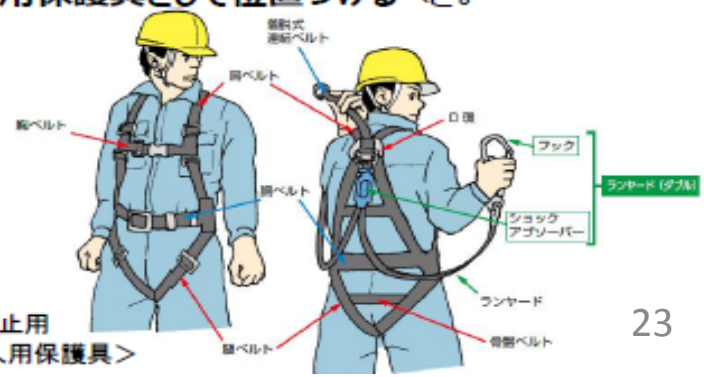

<フルハーネス型墜落防止用の個人用保護具>

死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

施設、設備、機械等に起因する災害等の防止

○　機械設備による災害が全災害の2割強
○　設置から20年以上経過した生産設備が約3割に達し、
　これを直接の原因とする災害も多発

■　リスクアセスメントや機能安全※による機械設備対策の促進
※電子等制御の機能を新たに付加することにより、
　機械等による労働災害 のリスク を低減するための措置

■　経年設備の自主点検等を通じた
　安全対策の推進

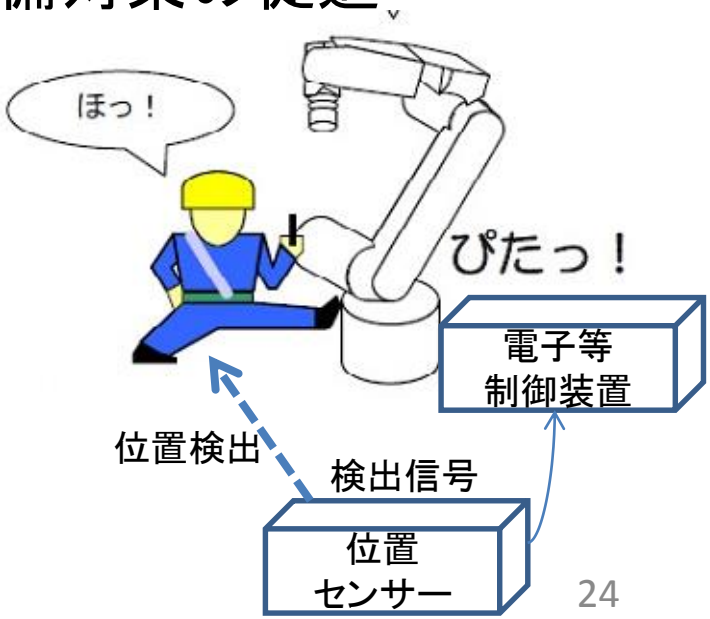

死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

製造業安全対策官民協議会

＜目的＞

製造業における安全対策のさらなる強化を図るため、官民が連携し、経営層の参画の下、業種の垣根を越え、現下の安全に関わる事業環境の変化に対する認識を分析、共有しながら、既存の取組の改善策や新たに必要となる取組を検討し、企業における現場への普及を推進すること。

＜主な活動内容＞

○ 安全に係る事業環境の変化を分析、共有
○ 既存の取組の評価や、改善策の検討・推進
○ 新たな取組を検討・推進
○ 検討の成果を全国へ発信・普及促進

＜具体的な検討事項＞

- 労働安全衛生マネジメントシステム（OHSMS）のJIS化に向けた、各業界、企業でのOHSMSの実施、導入状況等の把握
- 業界を横断した、リスクアセスメントの標準手法の開発及び設備点検・補修・更新基準の共通化
- 安全対策が生み出す経済効果及び社会的評価に関する分析
- 産業界における安全教育の体系的プログラムの策定及び学校教育への安全教育の導入

②　過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

○労働者の健康確保対策の強化

企業における健康確保措置の推進

- 法定の健康診断やその結果を踏まえた事後措置のみならず、労働者の健康管理に関して、トップの取組方針の設定・表明等、企業の積極的な取組を推進する。また、労働者は、自らも健康の保持増進に努める

産業医・産業保健機能の強化

- 医師による面接指導や産業医・産業保健スタッフによる健康相談等が確実に実施されるようにし、労働者の健康管理を推進する
- 産業医等が医学専門的な立場から労働者の健康確保のためにより一層効果的な活動を行いやすい環境を整備
- 産業医の質・量の確保、地域偏在等の問題の改善、産業医の選任義務がない小規模事業場における産業保健機能強化のための支援、産業医や看護職等の産業保健スタッフから構成されるチームによる産業保健活動の推進、産業医科大学による産業保健分野の人材育成の推進のために必要な方策について検討　等

○過重労働による健康障害防止対策の推進

- 時間外労働の上限規制による過重労働の防止、長時間労働者に対する健康確保措置として、医師による面接指導の対象者の見直しや労働時間の客観的な把握等、労働者の健康管理を強化

○職場におけるメンタルヘルス対策等の推進

メンタルヘルス不調の予防

- ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善について、好事例の収集・情報提供等の支援を行い、その取組を推進することで、事業場における総合的なメンタルヘルス対策の取組を推進
- 小規模事業場におけるストレスチェック制度の普及を含めたメンタルヘルス対策の取組を推進
- 事業場外資源を含めた相談窓口の設置を推進することにより、労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境を整備する。

パワーハラスメント対策の推進

- 有識者と労使関係者からなる検討会の結果を踏まえて、パワーハラスメント対策を推進

○雇用形態の違いにかかわらない安全衛生の推進

- 雇用形態の違いにかかわらず、安全衛生教育や健康診断、安全衛生委員会への参画等についての適正な実施の促進

○副業・兼業、テレワークへの対応

- 副業・兼業を行う労働者の健康確保のため、事業者が法令を踏まえた健康診断等の措置が必要な場合は適切に実施するよう周知
- テレワークについては、労働者の健康確保措置のために必要な労働時間管理を適切に行うとともに、事業者が法令を踏まえた安全衛生教育、健康診断等を適切に実施するよう周知

○過労死等の実態解明と防止対策に関する研究の実施

過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

職場におけるメンタルヘルス対策の推進

労働者の心の健康の保持増進のための指針

○　**事業場内の体制整備**
- 衛生委員会等での調査審議
- 心の健康づくり計画の策定
- 事業場内メンタルヘルス推進担当者の選任　等

○　**４つのケア**
- セルフケア
- ラインによるケア
- 産業保健スタッフによるケア
- 外部機関によるケア

ストレスチェック制度

○　50人以上の事業場において、ストレスチェック（年１回）の実施及び高ストレス者への面接指導（義務）

○　ストレスチェック結果の集団分析（努力義務）

事業場の取組を支援する施策

Ⅰ　都道府県労働局・労働基準監督署による事業場に対する指導等の実施

○メンタルヘルス対策の具体的な取組について産業保健活動総合支援事業と連携した指導・助言

Ⅱ　全国の「産業保健総合支援センター」による事業場の取組支援

○事業者、産業保健スタッフ等からの専門的相談対応
※　約105,200件の内数（平成28年度）

○個別事業場に訪問し助言・指導の実施
※　約5,900件（平成28年度）

○職場の管理監督者に対する教育の実施
※　約3,800件（平成28年度）

○職場復帰支援プログラムの作成支援

Ⅲ　その他メンタルヘルス対策の実施

○働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を通じた情報提供、メール相談窓口、電話相談の受付　等
※アクセス件数：約370万件（平成28年度）
メール相談件数：約7,000件（平成28年度）
電話相談件数：約5,900件（平成28年度）

○「職場復帰支援の手引き」の作成・周知

過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

ストレスチェック制度の運用状況

- 改正労働安全衛生法に基づき、**ストレスチェックの実施**が**平成27年12月から義務化**（50人未満の事業場は当面努力義務）
- **8割超の事業場がストレスチェックを実施**
- そのうち、**約8割の事業場で集団分析を実施**

（平成29年6月時点）

ストレスチェック制度の実施義務対象事業場における実施率

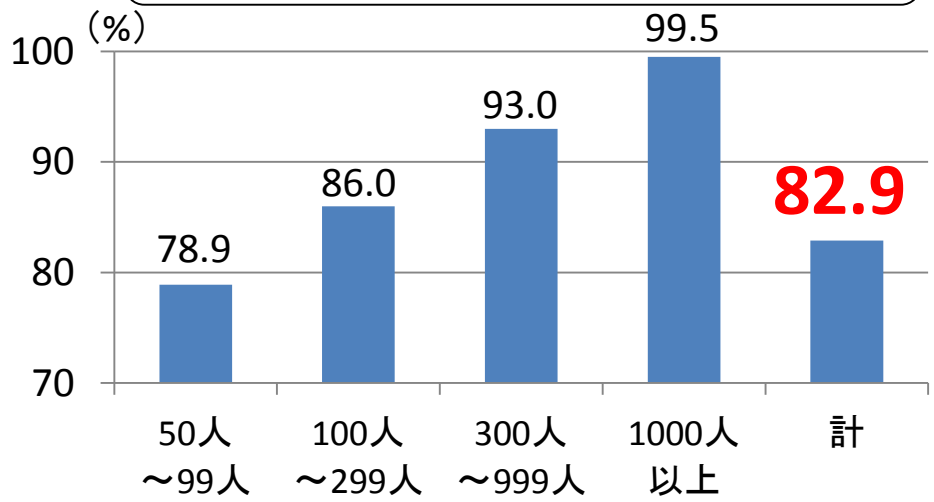

集団分析の実施率

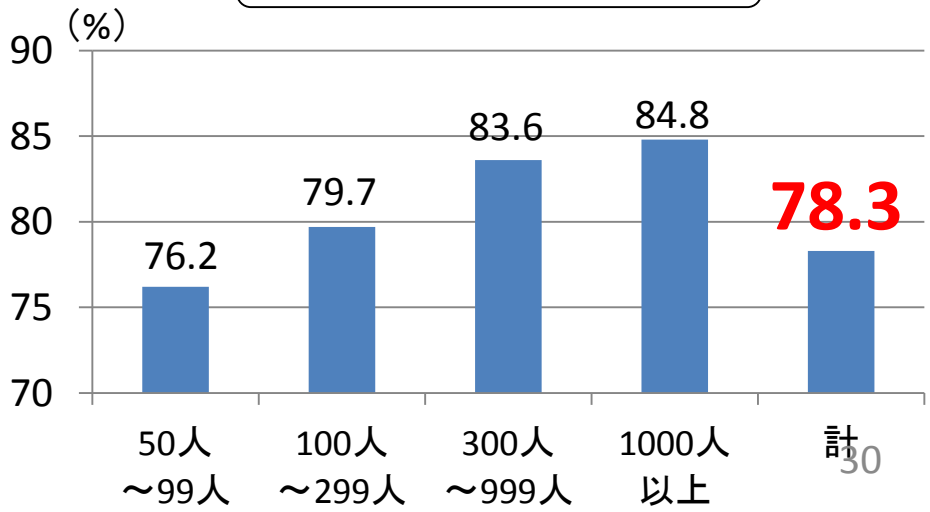

① 高ストレス者への面接指導及び就業上の措置の適切な実施
② 集団分析結果を活用した職場環境改善の取組

③　就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

○災害の増加傾向にある、又は減少がみられない業種等への対応

第三次産業対策

- 企業単位での安全衛生管理の在り方について総合的な検討
- 経営トップに対する意識啓発や「危険の見える化」等による危険感受性の向上のための働きかけに取り組む
- 社会福祉施設における介護機器等の導入促進
- 小売業・飲食店における雇入れ時の安全衛生教育の徹底　等

陸上貨物運送事業対策

- 保護帽の着用等基本的な安全対策の徹底。荷役作業に従事する労働者に対する安全衛生教育の在り方について検討
- 国土交通省と連携し、荷主事業者に対し、長時間の荷待ち時間の削減や荷役施設・設備の改善等について支援を要請
- インターネット通販の普及で荷の取扱件数が増加傾向にあることを踏まえ、荷役の実態に即した対策の検討

転倒災害の防止

- ４Ｓ（整理、整頓、清掃、清潔）、「危険の見える化」、作業内容に適した防滑靴の着用等の取組の促進等
- 転倒災害防止するための体操の周知・普及

腰痛の予防

- 介護機器の導入促進
- 荷物の積み卸し等の定型的な重筋業務を行う場合に身体への負担を軽減する機械等の普及

熱中症の予防

- WBGT値の測定とその結果に基づき、休憩の確保、水分・塩分の補給、クールベストの着用等の必要な措置の推進
- 熱中症予防対策の理解を深めるために、建設業等における先進的な取組の紹介や労働者等向けの教育ツールの提供

交通労働災害対策

- 国土交通省と連携して、交通労働災害防止のための教育の推進。警察庁と連携した業界団体への働きかけ

職場における「危険の見える化」の推進

- 知識・経験の程度にかかわらず、安心して働ける職場の実現のため、未熟練労働者等に対する労働災害防止に関する標識、掲示等の普及を推進
- 日本語の理解度に差のある外国人労働者においても同様の対策を普及

○高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者、障害者である労働者の労働災害の防止

高年齢労働者対策

- 高年齢労働者に配慮した職場改善や筋力強化等、身体機能向上のための健康づくり等の取組事例を収集　等

非正規雇用労働者対策

- 派遣労働者に関する雇入れ時の安全衛生教育や健康診断の実施などの把握とその結果を踏まえた必要な取組の検討　等

外国人労働者、技能実習生対策

- 関係府省と連携して、外国人労働者を雇用する事業場に対し、安全衛生教育の実施、労働災害防止のための日本語教育等の実施、労働災害防止に関する標識･掲示、健康確保措置の実施の徹底
- 技能実習生については、外国人技能実習機構と連携した労働災害防止のための取組の推進

障害を有する労働者対策

- 障害を有する労働者の労働災害防止や安全への不安を払拭するため、労働災害事例や安全衛生上の配慮事項等の実態把握を行い、必要な対策を検討する。

個人請負等の労働者の範疇に入らない者への対応

- 建設業における一人親方等については、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画に基づき、その業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生教育の実施など、必要な対応についての検討

技術革新への対応

- 人との協調作業を可能とする産業用ロボット等について、機能安全の基準や認証制度の検討
- AI（人工知能）やマンマシンインターフェースの開発に伴い、普及が見込まれるこれまでの産業用ロボットの定義に当てはまらないロボットの安全対策や安全基準・規格等を検討。
- AIやGPS技術の急速な能力向上により、近い将来において、工場等の産業現場においても自律的に作業を行う機械の導入が進むと見込まれるため、こうした技術革新を見越した上で、人と機械の安全な協働の方策等について必要な基準を検討
- IoTやこれにより収集されたビッグデータを活用した労働災害の防止や労働者の健康確保に関する調査研究を推進

就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

交通労働災害防止対策

○ 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく安全対策

※ 交通労働災害の6割以上は運輸交通業以外で発生

※ 建設業については、現場への行き帰りにおける事故防止を呼びかける

○ 道路上で作業する労働者に反射材を使用した作業服を着用させるなど、視認性向上による交通労働災害の未然防止を促進

※JIST8127　高視認性安全服

転倒災害防止対策

○ 転倒防止対策

- ４Ｓ（整理・整頓・清掃・清潔）の徹底
- 危険箇所の「見える化」の推進
- 作業内容に適した保護具の着用の推進

○ 冬季における対策

- 気象情報を活用したリスクの低減、危険マップの作成

④　疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

○企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進

- 健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針、治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインの周知啓発を図り、企業の意識改革及び支援体制の整備を促進
- 企業向け、医療機関向けマニュアルを作成し、産業保健総合支援センターにおける研修の実施等により普及
- 都道府県ごとに設置される「地域両立支援推進チーム」の活動等を通して、地域における企業、医療機関等関係者の具体的連携の推進

○疾病を抱える労働者を支援する仕組みづくり

- 労働者に寄り添いながら相談支援を行い、労働者と主治医や企業・産業医とのコミュニケーションのサポートを行う「両立支援コーディネーター」の養成、産業保健総合支援センター等に配置

○せき髄に損傷を負った労働者等の職場復帰支援

- せき髄に損傷を負った労働者の職場復帰を見据えた入院時からの医療機関の継続的な支援方法等の研究、職場適応のためのリハビリテーション技術・機器の開発を推進するとともに、国の支援策の在り方を検討

疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

治療と仕事の両立支援

現状

日本の労働人口の約３人に１人が何らかの疾病を抱えながら働いている

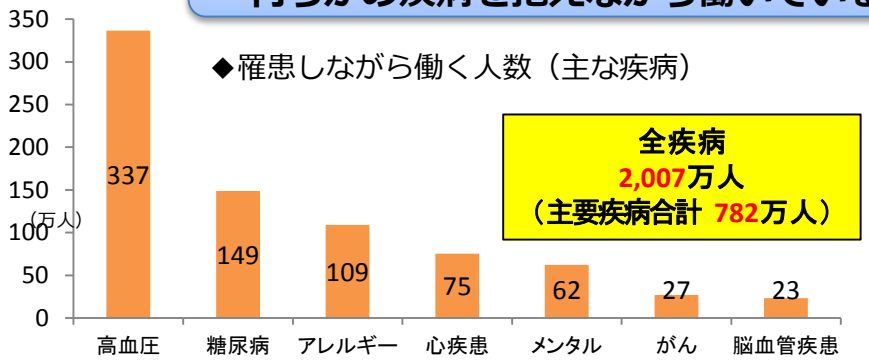

出典:厚生労働省平成25年度国民生活基礎調査

治療を続けながら働くための制度や社内の理解が不十分

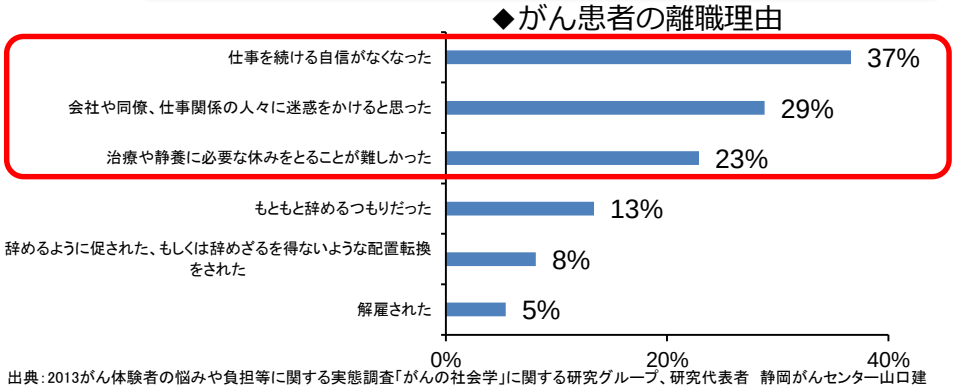

出典：2013がん体験者の悩みや負担等に関する実態調査「がんの社会学」に関する研究グループ、研究代表者　静岡がんセンター山口建

治療と仕事が両立可能な環境が必要
⇒　現実には困難な状況に直面している方々も多い

働き方改革実行計画

1　会社の意識改革と受入れ体制の整備

2 トライアングル型支援などの推進

◆主治医、会社・産業医、両立支援コーディネーターによるトライアングル型サポート体制の構築

→ 治療と仕事の両立が普通にできる社会を目指す

疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

トライアングル型支援などの推進

「働き方改革実行計画」（平成２９年３月２８日　働き方改革実現会議決定）

病気の治療と仕事の両立を社会的にサポートする仕組みを整え、病を患った方々が、生きがいを感じながら働ける社会を目指す。具体的には、治療と仕事の両立に向けて、主治医、会社・産業医と、患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制を構築する。

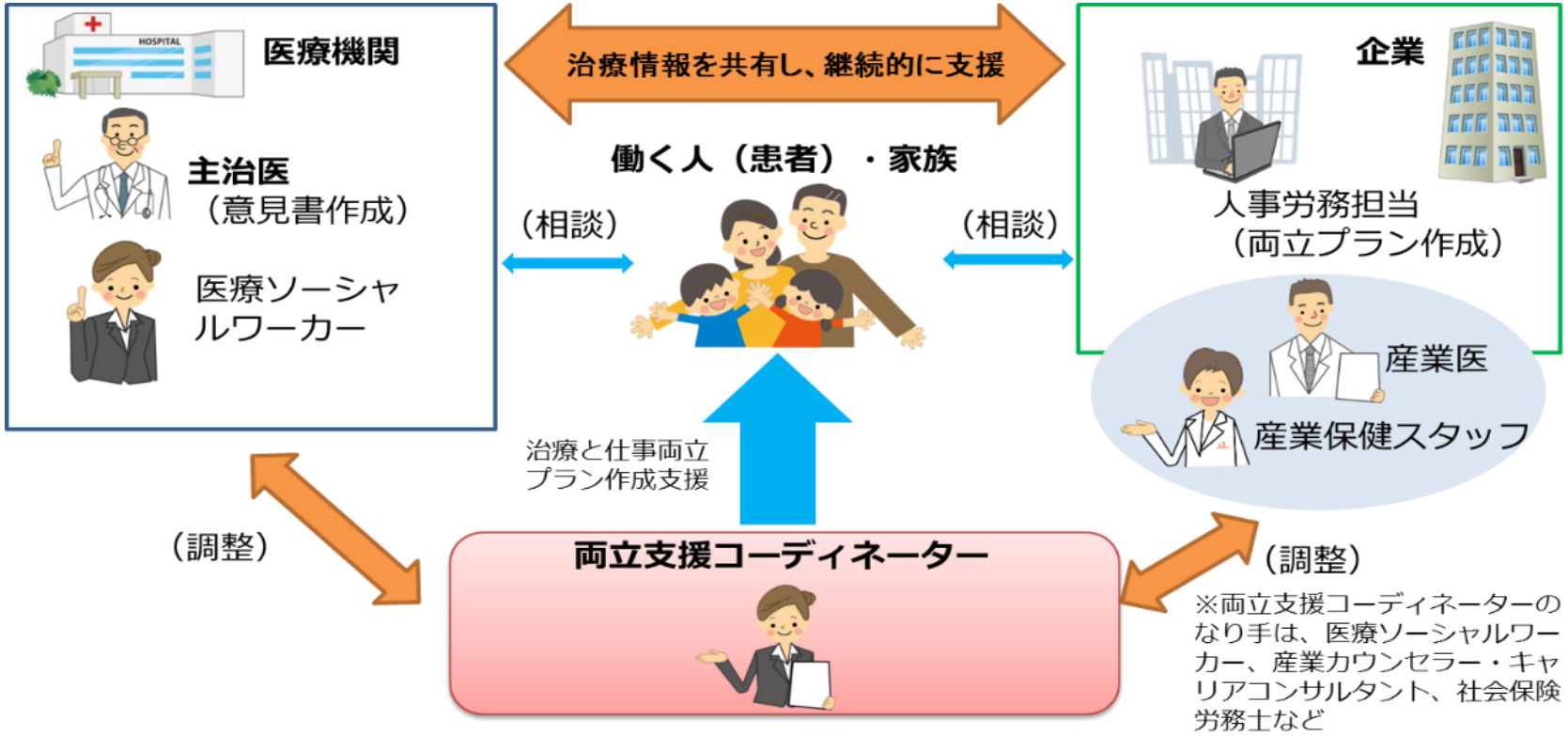

⑤　化学物質等による健康障害防止対策の推進

○化学物質による健康障害防止対策

国際動向等を踏まえた化学物質による健康障害防止対策

- ラベル表示やSDS交付の在り方について検討
- 国による支援の充実など必要な環境整備を推進
- 危険性又は有害性等が判明していない化学物質が安易に用いられることのないようにするため、必要な対策を講じることを指導・啓発

リスクアセスメントの結果を踏まえた作業等の改善

- 化学物質のリスクアセスメント結果に基づく作業改善の支援策の充実
- 最新の科学的知見に基づくラベル表示・ＳＤＳ交付対象物質の見直し
- 作業環境測定に個人サンプラーによる測定方法を追加
- 作業環境測定の結果等と特殊健康診断の結果を結びつける等、総合的な健康確保対策が講じられる方策を検討

化学物質の有害情報の的確な把握

- 国内外における知見を迅速かつ的確に収集し、規制の見直しに活用するとともに、収集した有害性等の情報を広く事業者等に提供

有害性情報等に基づく化学物質の有害性評価と対応の加速

- 化学物質のリスク評価について、諸外国における規制の動向等に係る情報の収集などについて検討し、更なる効率化、迅速化を図る

遅発性の健康障害の把握

- 近年発生した胆管がん事案等、遅発性の健康障害の事案の的確な把握方策等を検討

化学物質を取り扱う労働者への安全衛生教育の充実

- 化学物質の有害性等の理解の促進のため、雇入れ時教育等の安全衛生教育の充実を検討

○石綿による健康障害防止対策

解体等作業における石綿ばく露防止

- 石綿に関する届出対象の拡大等により、事業者による把握漏れ防止を徹底することに加え、石綿使用の有無の調査を行う者の専門性の確保等の方策について検討
- 石綿ばく露防止措置を講じない施工者への対策を強化。解体工事等の発注者に求められる石綿ばく露防止対策への対応について検討　等

労働者の石綿等化学物質の取扱履歴等の記録の保存

- 事業廃止時も含め、個々の労働者のばく露の状況等の保存を推進

○ 受動喫煙防止対策

- 禁煙、空間分煙等の事業者及び事業場の実情に応じた受動喫煙防止対策を普及・促進
- 職務上受動喫煙を受ける蓋然性の高い作業における対策として、換気や空気清浄機の設置等による有害物質濃度の低減及び保護具の着用等による効果を検証し、受動喫煙防止対策を普及・促進

○ 電離放射線による健康障害防止対策

- 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた作業や、帰還困難区域等で行われる除染における作業に従事する労働者に対する安全衛生管理、被ばく線量管理、被ばく低減対策、健康管理等の実施の徹底
- 東京電力福島第一原子力発電所での緊急作業に従事した労働者に対して長期的な健康管理対策の着実な実施
- 医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の取組を推進、被ばく線量の測定結果の記録等の保存について管理の徹底

○ 粉じん障害防止対策

- 粉じんばく露作業に伴う健康障害を防止するための自主的取組の推進
- 所属する事業場が転々と変わるトンネル工事に従事する労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等の一元管理を行う建設業労働災害防止協会に対して支援の実施

⑥　企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

○企業のマネジメントへの安全衛生の取込

- 企業のマネジメントの中へ安全衛生を位置付けることを推奨するとともに、労働者の安全衛生に関するトップからの取組方針の設定・表明等、積極的な取組を推進

○労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用

- 労働安全衛生マネジメントシステム（ISO45001）の発効に合わせ、我が国の産業現場で用いられている安全衛生活動や健康確保の取組を取り入れ、日本工業規格（JIS規格）を制定
- ISO45001やILOの労働安全衛生マネジメント指針との整合性や健康確保のための取組の方策等も考慮し、労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（告示）の改正について検討
- 産業安全や化学物質への活用に加え、過重労働対策やメンタルヘルス対策等への活用について検討

○企業単位での安全衛生管理体制の推進（再掲）

○企業における健康確保措置の推進（再掲）

○業界団体内の体制整備の促進

- 労働災害が減少しない業界や取組が低調な業界団体に対する要請
- 労働災害が増加傾向にある業種等について、業界団体等による自主的な安全衛生活動の促進策の検討　等

○元方事業者等による健康確保対策の推進

- 建設業等における元方事業者等による関係請負各社に対する健康確保対策の推進のため、効果的な取組の検討　等

○業所管官庁との連携の強化

- 業所管官庁との連携を強化

○中小規模事業場への支援

- 安全管理士や衛生管理士による職場改善指導等の労働災害防止団体を通じた支援の充実

○民間検査機関等の活用の促進

- 特定機械等の許可審査や検査等についてより一層の民間移管を検討　等

企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

企業のマネジメントの安全衛生の取込

企業のマネジメントの中に安全衛生を位置づけることや、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践すること

取組に係る支出をコストと捉えるのではなく、経営的な投資として前向きにとらえること

↓

従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらし、結果的に業績向上や組織としての価値向上へつながることが期待される

労働者の安全衛生に関する経営トップからの取組方針の設定・表明等、積極的な取組をお願いします！！

労働安全衛生に関する優良企業公表制度

労働安全衛生水準の高い企業を評価・認定し、厚生労働省のＨＰ等により、広く企業名を公表する制度です！平成29年７月から新たな基準により認定。 認定企業数：３３社（H29.12月末時点）

○認定企業におけるメリット

＜認定マーク＞

- 健康・安全・働きやすい優良企業であることのPR
- 求人情報に記載しＰＲ
- 認定マークを広報、商品に使用

○認定への流れ

企業

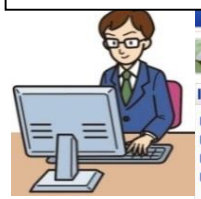

自己診断

申請書類作成

申請

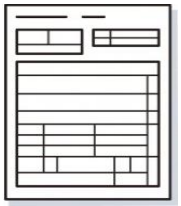

労働局

審査

認定

企業名を公表

厚生労働省HPの専用サイトで**自己診断**をお願いします！

⑦　安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

- 　安全衛生専門人材の育成、労働安全・労働衛生コンサルタント等の事業場外の専門人材の活用を総合的に検討し、安全衛生管理組織の強化を図る
- 　職長教育、雇入れ時教育等の安全衛生教育の充実の検討や実施を推進。安全衛生に関する専門家の育成やその活用を支援

⑧　国民全体の安全・健康意識の高揚等

○高校、大学等と連携した安全衛生教育の実施

- 　職場における安全確保や健康確保の仕組み等について、文部科学省と連携しつつ、学校教育への取り込み等を働きかけるとともに、大学の理工系学部の学生を対象として、安全衛生に関する知識を体系的に教育するカリキュラムを策定し、大学に導入を働きかける

○危険体感教育及び震災に備えた対策の推進

- 　ＶＲ（バーチャル・リアリティ）技術を応用した危険感受性を高めるための教育の推進
- 　大規模地震等の自然災害が発生した際への対応（再掲）

○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を活用した健康促進

- スポーツ庁と連携した運動実践を通じた労働者の健康増進の推進

○技能検定試験の関係団体との連携

- 技能検定試験の関係団体と連携して、技能検定の受検者等に安全衛生に関する知見の普及を推進

○科学的根拠、国際動向を踏まえた施策推進

- 独立行政法人労働者健康安全機構と連携し、産業機械や化学物質等の安全衛生に関する研究を推進し、施策に活用
- 独立行政法人国際協力機構（JICA）、労働災害防止団体等との連携を確保しつつ、安全衛生分野の国際貢献を積極的に推進

労働災害のない職場づくりの必要性

○人の生命と健康はかけがえのないものであり、
労働災害は、本来あってはならないものです。

○**安全で安心して働くことができる職場づくり**は、

- **大切な労働者の安全と健康を守る**ことはもとより、災害に伴う生産設備の停止やその対応への**経済的損失を軽減**することにつながります。
- **人材を確保・養成**し、**企業活動を活性化**する上でも**大きなメリット**をもたらします。